

# 主題アクセスの書誌の在り方について

——日英米における主題アクセスの書誌の比較——

西澤 秀正

## 1. 主題アクセスの書誌について

現代は情報化社会といわれ、出版物が氾濫し、情報も資料も豊富である一方、文献情報の探索は困難になっている。かような情報環境の中で、人びとの文献情報へのアプローチをより容易にし、より科学的、効率的にするためのツールが書誌である。すなわち書誌とは、知的情報としての諸文献とその利用者の間にあって、適切かつ迅速に、利用者が求める文献情報への接近を手助けするためのツールであるといわれている。

利用者が書誌を利用しようとする場合、文献情報の探索の目的、動機などによって、その利用方法は異なるが、実際には現在の書誌の検索機能によって左右されている。現在の書誌の検索手段は次の2種に大別される。

- ① 利用者が特定の著者名または資料名により、文献情報を探索する場合、著者名または資料名の音順排列の書誌（著者名または資料名アクセスの書誌）がその機能を果たしている。
- ② 利用者が特定主題により文献情報を探索する場合、主題の音順または分類排列の書誌（主題アクセスの書誌）がその機能を果たしている。

後者の主題アクセスの書誌の重要性は以前から広く認識されていたが、文献情報量の増大に伴ない、主題アクセスの書誌の必要度は今後ますます増大するものと考えられる。

主題アクセスの書誌の場合、文献情報の探索者は基本的には二つの検索方法を要求するものと考えられる。一つは、特定主題により文献情報に直接アプロ

一チができること、すなわち日常言語によるアプローチができることである。もう一つは、著作者、資料名または主題について特定しないで、利用者が書誌をブラウジングしながら、関心領域、類縁領域などの文献情報を展望したり、捨い読みしたりすることができること、そのためには文献情報が主題により体系的に排列されていることである。文献情報を体系的に表示することは、書誌のブラウジング機能を高めることができるからである。日常言語によるアプローチと体系的なアプローチとを兼備している主題アクセスの書誌システムは、多様な文献情報要求に対応できる理想的なシステムといえる。

書誌を作成するにあたっては、明確に定められた利用者層を前提として、その書誌に求められた特定の用途に対して、十分に考慮されていなければならない。書誌というものは、それ自体では独立した存在とはなり得ず、利用者の用途あって始めてその存在意義があるものである。

主題アクセスの書誌の在り方を研究する場合、その書誌の利用調査が研究方法としては、最も基本的な方法であるが、また現実にある主題アクセスの書誌を比較検討することも、また一つの研究方法と考えられる。そこで、次項以降において、日英米における基本的な主題アクセスの書誌索引類を比較検討してみたい。

## 2. 各国の図書館目録の利用のされ方

各国の図書館における主題アクセスの図書館目録がどのような状態にあるかを概観してみたい。

石山洋氏は、「IFLA 東京大会 (1986)」ペーパーで、次のように述べている。

(注1)

「わが国では、書誌は体系的分類順が主流であって、自然語による件名標目の五十音順に排列されたものは少数である。これは日本語と西欧語の間に使用文字の差があることに由来するところ大である。西欧語では、表音文字アルファベットを用いて単語が構成され、排列は一義的に決まるが、日本文では漢字

を多用し、その漢字は表意文字であって、それ自体では排列を規制し難い……

(中略)……第2次大戦後、米国の影響で一時的に件名目録や辞書体目録が日本の図書館界で流行したが、約十年後には下火になった。これは件名標目に読み仮名を付記する手数を含め、図書を分類するよりも余分に苦勞しなければならず、排架上、必ずしなければならない分類作業のほかに件名目録を作る余裕のある図書館が少ないためでもあった。しかし、近年コンピュータによる情報検索の時代を迎え、日本語でも語彙単位の研究が深められてきた。今後は件名目録も増大するであろう』と。

中国の中国学会図書館の Yan Lizhong 副部長は、同じく「IFLA 東京大会 (1986)」ペーパーで、次のように述べている。(注2)

「中国のほとんどの図書館は4種類の目録、すなわち、分類、書名、著者、件名目録を採用しており、資料への使い易いアクセスを提供しているが、分類目録が主たるアクセスであり、大半の図書館は、分類、書名目録だけを採用し、その内の何館かは中国語の資料に著者名目録を採用している。件名目録は、少数の研究図書館でのみ、提供されている。」と。さらに次のようにも述べている。

「分類目録が最も重要で、最も頻繁に利用されるアクセスである。……中国の目録においては、分類目録が重要であって件名目録はあまり重要でない。また、図書館の要求に見合った件名標目表がないこともその一つの理由である。」と。

西独のアウグスブルク大学図書館長 Dr. Rudolf Frankenger は、同じく「IFLA 東京大会 (1986)」ペーパーで、次のように述べている。(注3)

「ドイツ学術研究協会 (German Research Society) 後援プロジェクトである第2次利用調査の成果が1984年に発表された。このプロジェクトは西独の学術研究図書館によって提供された情報ツールの利用に重点をおいたものであった。実際に目録、特に主題目録の利用に関する正確なデータが、はじめて大規模に得られると期待された。この研究の主題目録調査の部に、次のとおり調査結果が記されている。1.全部で4,942探索のうち、11%だけが主題目録で行われ、大部分は著者・書名目録によって行われていた。主題目録探索のうち7%

はアルファベット順の主題目録で、残り4%のみが分類目録で行われていた。明白となったことは、著者・書名目録が他に勝って利用されていたことであるが、またこの研究は利用者がアルファベット順の主題目録を〔分類目録よりも〕好んで用いていたことも明示している。……』と。

米国の Bohdan S. Wynar は、自著の中で、次のように述べている。(注4)

『現在〔米国〕の図書館では、分類目録は辞書体タイプまたは分割タイプのいずれのアルファベット順の目録よりも少ないが、三つ〔の目録システム〕の中で一番古いものであるといわれている。』と。

以上のとおり、主題アクセスの図書館目録では、日本や中国の図書館では、体系順の分類目録が発展し、音順の件名目録は誠に影が薄いように報告されている。さらに、中国の Yan 氏は、中国では分類目録が重要であって、件名目録はあまり重要でないと、言い切っている。これに対して西独の学術研究図書館界では体系順の分類目録よりもアルファベット順の主題目録の方が多く利用されており、また米国の図書館界では、分類目録は歴史的には一番古いが、現在では辞書体目録または分割目録のアルファベット順目録が多くを占めていると報告している。

主題アクセスの図書館目録について、日本及び中国の図書館では、体系順の目録すなわち分類目録が好まれ、欧米ではアルファベット順の件名目録が好まれている。この相違は如何なることに原因するのか検討する必要がある。そのためにも、日英米における代表的な主題アクセスの書誌索引類の検索機能を比較検討してみたい。

### 3. 日英米の全国書誌及び現行総合法律集の検索機能

現在日英米における、終期を予定せず継続的に編刊されている基本的な主題アクセスの書誌索引類を採りあげて、その機能を比較検討してみたい。

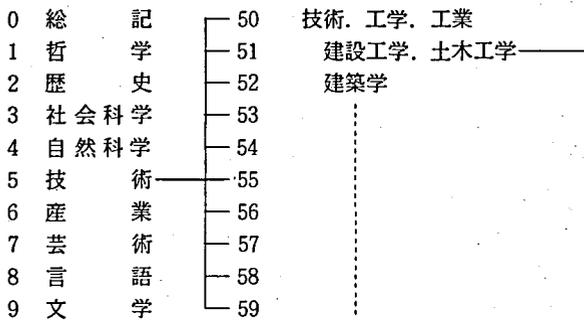
まず第一に全国書誌について検討する。

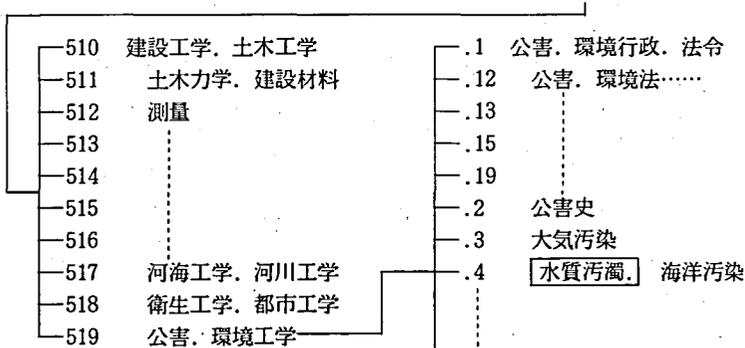
全国書誌 (National bibliography) とは、それぞれの国において、自国の出版物を国単位で網羅的に収録することを意図した目録である。世界の先進諸

国では、この種の全国書誌が編さん刊行されている。この書誌を利用することにより、その国の出版物を通覧することができる。通常、国立図書館等によって編さん刊行されている。わが国において、全国書誌の役割を果たしている目録は、国立国会図書館編刊の「日本全国書誌」である。

**日本全国書誌** 国立国会図書館が納本等により収集した国内出版物について、その精確な書誌情報をコンピュータを利用して編集し、「週刊版」と称して、毎週1回ひろく国の内外に速報している。目録の構成は「官公庁納入の部」と「民間納入の部」に大別され、前者は官公庁順に、後者の大部分をなす「一般図書」の部は、「日本十進分類法 新訂8版」により分類排列されている。週刊版は昭和56年から刊行されている。「週刊版 索引」が別に季刊で刊行され、書名索引と著者索引の2部に分かれ、書誌情報は「週刊版」本版を参照する仕組みになっている。さらに年刊版の「日本全国書誌書名・著者名索引」が現在1982年版から1985年版まで刊行されている。1985年版の索引の構成は、書名索引を基盤索引とし、これに基本的な書誌の事項が記載され、著者名索引は書名索引へ参照する仕組みになっている。

この目録の主題アクセスの機能を知るために、「水質汚濁」なる主題により、関係図書を探索してみた。この目録では、一般図書は、前述のとおり日本十進分類法により体系順に排列されている。「日本十進分類法 新訂8版」では、次に示すとおり、「水質汚濁」、「大気汚染」、「騒音」等の公害関係主題は、「公害・環境工学」なる分類項目の下位項目として掲げられている。





「日本全国書誌」の週刊版（1982年第11号）により、公害関係図書を探索してみると、分類項目「建設工学、土木工学」の一番最後のところであり、また分類項目「建築学」の直前でもあるところに、次のような書誌情報を発見し得る。

環境汚染物質の生体への影響 14 National Research Council 編 和田攻, 木村正己監訳 東京 東京化学同人 1981. 12 335p 22cm

次に、英国における全国書誌は、「British National Bibliography」と称し、通称「BNB」と称せられる。

**British National Bibliography** 大英図書館（British Library）の Copyright Receipt Office によって受理され、新しく英国で刊行された図書資料の目録である。この目録は、検索方法によって、2部に区分され、はじめにデューイの十進分類法（DDC）により分類排列されたリストがあり、次に詳細なABC順の音順リストが続いている。この音順リストは、著者名、書名及び件名の3種類で検索できる。最初に週刊版（Weekly lists）で速報され、続いて週刊版の累積版（Interim cumulations）が季刊で刊行され、さらに年間の累積版（Annual volumes）が年刊で刊行されている。年刊版の1984年版で、「日本全国書誌」と同様、「水質汚濁」関係図書を探索することとする。年刊版の1984年版は、前述のとおり、次のような構成から成っている。

Volume 1. Subject catalogue : Classified subject catalogue.



Ellis Horwood, 1984. — 329p : ill, 1 plan ; 24 cm.—Conference papers.  
等の書誌情報が得られる。この書誌情報を著者名または書名で検索する場合は、  
第2巻の「Author & title index」で検索することになる。上例の「Environmental  
protection」なるタイトルについて、編著者名または書名で検索すると、次のような書誌情報となって現われる。

編著者名：——

Lack, T. J.

Environmental protection / editor T. J. Lack. — Published for the  
Water Research Centre by Ellis Horwood.

363. 7' 394

Water Research Centre

Environmental protection / editor T. J. Lack. — Published for the  
Water Research Centre by Ellis Horwood.

363. 7' 394

書名：——

Environmental protection : standards, compliance and costs / editor  
T. J. Lack. — Published for the Water Research Centre by Ellis Hor-  
wood.

363. 7' 394

第2巻の件名索引 (Subject index) は、第1巻の分類目録の分類番号の下の分類項目名または、それを代替する主題名をABC順に排列し、それぞれの分類項目名または主題名に該当の分類番号を指示したものである。これは次に示すように、分類項目名または主題名の単なる羅列的な索引ではなく、同一項目名または主題名でもその扱いや観点が異なると分類番号も異なるので、それぞれの項目名または主題名の下に、その扱いや観点が異なった事項ごとの分類番号を表示した索引、いわゆる相関索引となっている。

Pollution (公害) 363. 7' 394

Pollution — *Conference proceedings* (公害—協議会議事録) 363. 7' 394

Water (水)

Organic pollutants (汚染有機物質)

Identification 628. 1' 68

Pollutants : Microorganisms (汚染物質 : 微生物) 628. 1' 68

Pollutants : Pesticides (汚染物質 : 殺虫剤)

Organic phosphorus compounds.

Chemical analysis — *Manuals* 628.1' 6842

Pollution 363. 7' 394

Pollution — *Conference proceedings* 363. 7' 394

米国には、自国で出版された図書のみを網羅的に収録することを意図した全国書誌はない。しかし米国には自国で出版された図書を網羅的に収録するのみならず、世界各国の出版図書をも網羅的に収録することを意図した目録があり、National Union Catalog と称せられている。

**National Union Catalog** 米国議会図書館の所蔵図書を中心に、米国、カナダの約3000館の参加図書館の所蔵図書の書誌情報とその所蔵館名とを記した総合目録であり、著者目録として編成されている。最初月刊で刊行され、その累積版が季刊で刊行され、さらに年間の累積版が年刊で刊行されている。このほかに次のような総累積版も刊行されている。

① 1955年以前出版図書のもの

Pre-1956 imprints. 1968~1981. 754 vols.

② 1956年から1967年までの間の出版図書のもの

1956 through 1967. 1970~1972. 125 vols.

以上の著者目録のほかに、件名目録 (Subject catalog) として編成された5年間の累積版が刊行されている。従って、National Union Catalog に収録された書誌情報は、著者と件名で検索できるわけである。

この件名目録に使用されている公害関係の件名の一部を列挙すると、

Air — Pollution

Environmental pollution

Noise pollution

Soil pollution

Water — Pollution

Water, Underground — Pollution

等の件名がある。また Pollution の件名の下には、

Air — Pollution ;

Noise pollution ;

Soil pollution ;

Water — Pollution ;

Water, Underground — Pollution

等の件名に対して、「をもみよ（See also）参照」が挿入されている。実際に Water — Pollution の件名で検索すると、次のような「水質汚濁」関係の書誌情報が多数発見できる。

United States. *Congress. Senate. Committee on Public Works.*

Federal water pollution control act amendments and Clean rivers restoration act of 1966 ; reports to accompany S. 2947. [ Washington, U.S. Govt. Print. Off., 1966 ]

49 p. 24 cm

水質汚濁 きれいな水を守るために

〔長久手村（愛知県愛知郡）愛知県農業総合試験場 1972 110 p 26cm

Cover title

Includes bibliographical references

公害対策基本法： p. 72—77 ;

水質汚濁防止法： p. 78—90 ;

愛知県公害防止条例：95—109.

以上のとおり、基本的な総合的書誌類として、全国書誌を例にとりて、日英米における主題アクセスの在り方を比較してきた。

次に特定主題の書誌索引類について、特に全国的なものであり、かつ継続的に編さん刊行されているものを採りあげて、日英米の主題アクセスの在り方を比較検討したい。そこで、日英米における現行総合法律集を例にあげて、法律情報の検索の仕方が如何ようになっているかを調べたい。

現在わが国における法令の公布は、実際には「官報」に掲載して公布する方法がとられている。この「官報」に掲載された法令が各種の法令集の基本となっている。「官報」は日刊であるが、「官報」で公布された法令は、「官報」と同様の国の正式の事業である月刊の「法令全書」に収録されている。「法令全書」はわが国における完全な唯一の編年体法令集である。憲法をはじめとして、国の法令全般にわたって、現在効力を有している法律・条約・政令・府令・省令・告示等を収録している現行総合法令集としては、

- ① 現行日本法規 法務大臣官房編 帝国地方行政学会（ぎょうせい）刊  
103巻（加除式）
- ② 現行法規総覧 衆議院法制局，参議院法制局編 第一法規刊 99巻（加除式）

の両者をもその代表的なものとしてあげることができる。この両者は、現在有効に存在している国の法令のすべてを、その内容に応じて体系的に分類して収録されている。この両者はともに加除式の法令集で、年に数回追録が発行される。この追録を加除することによって、常にアップ・ツウ・デイトな内容に保つシステムがとられている。

「現行法規総覧」は、次のとおり24編に大別され、さらに各編は章・節に細分されている。これに現行法令五十音索引、廃止法令五十音索引及び年別索引が付されている。

第1編 憲 法	第13編 租税・専売
第2編 国 会	第14編 金 融
第3編 行政一般	第15編 産 業 一 般
第4編 地方制度	第16編 農林・水産
第5編 司法・法務	第17編 商 工
第6編 民 事 法	第18編 運 輸
第7編 刑 事 法	第19編 郵 政
第8編 警察・消防	第20編 電 気 通 信
第9編 教育・文化	第21編 建 設
第10編 厚 生	第22編 外 事
第11編 勞 働	第23編 条 約
第12編 財 政	第24編 国 防

さらに第10編（厚生）は、次のとおり細分されており、「水質汚濁」関係法令は第10編の2（環境保全）の第3章（公害対策）の第3節に収録されている。

第10編 厚 生

第1章 行政組織・通則

第2章 社会福祉

第3章 社会保険

第10編の2 環境保全

第1章 行政組織・通則

第2章 自然保護

第3章 公害対策

第4章 地域環境

第1節 通 則

第2節 大気汚染

第3節 水質汚濁

第4節 土 壌 汚 染

第5節 騒音・振動

次に英米の法律情報の探索の仕方を、日本の場合と同一方法で調べてみたい。英米においては、わが国のように、議会制定法と行政命令を一緒にした政府の公的な法令集はなく、法律集と命令集は別別の出版物として発行される。またわが国においては、国の法令は実際には「官報」に掲載して公布する方法がとられているが、英米においては、わが国の「官報」に匹敵する政府出版物はなく、国の法律は Slip laws と称する形態をとって、政府の印刷局（英 Her Majesty's Stationery Office, 米 Government Printing Office）により発行されている。

Slip laws は、それぞれの法律ごとに出版される最初の公的なテキストであり、パンフレット形態で発行される。しかし条文が非常に少ないときは、一枚物である場合もある。

わが国の「法令全書」に類する政府出版物としては、

英国 The Public General Acts and General Synod Measures.

米国 United States Statutes at Large.

がある。これは Slip laws の次に出版される公的な法律集で、Slip laws を各会期ごとに成立年月日順にまとめて発行されるものである。従って、この二つのシリーズは編年体形式の法律集である。

主題アクセスによる現行総合法律集については、英国においては、政府出版では完成されたものではなく、次の民間出版のものがある。

Halsbury's Statutes of England. 3rd edition. London, Butterworths.

米国においては、次の政府出版と民間出版のものがある。

政府出版

United States Code. Washington, D. C., Government Printing Office.

## 民間出版

1. United States Code Annotated. St. Paul, Minn., West Publishing Co.
2. Federal Code Annotated.

民間出版のものでは、West社のUnited States Code Annotatedがよく利用されている。

英国の現行総合法律集であるホールズベリー（Halsbury's Statutes of England, 3rd edition）は、英国の現行の議会制定法を事項別に収録された百科事典の法律集である。現在ホールズベリーのシリーズの構成は、次のようになっている。

本体 50巻（50冊）1980年現在

総索引（本体に対する） 1冊

続巻 Continuation volumes.

1981年版～1984年版 4巻（5冊）

累積補遺版 Cumulative supplement.

1985年 2冊（Part 1 : volumes 1—23. Part 2 : volumes 24—50）

最新制定法集 Current statutes services.

Binder A : volumes 1—8

Binder B : volumes 9—25

Binder C : volumes 26—50

Noter-up service

（最新注釈用バインダー）

} 4 バインダー

検索者の必要とする制定法が本体に収められている場合には、後述する総索引から当該制定法を検索することができる。当該制定法が1981年以降のものである場合には、続巻の該当年版に収められており、累積補遺版にそのすべてが索引されている。検索者の必要とする制定法が続巻より後のものである場合には、ルーズリーフ式のバインダーの中に、最新の制定法が注釈、索引ともに、追録

されており、また注釈用バインダーで最新の注釈をも見ることができる。

本体は、Action, Banking, Contract, Damages, Equity, Fisheries, Husband and Wife, Injunction, Juries, Landlord and Tenant, Medicine and Pharmacy, Nuisance, Open Spaces and Recreation Ground, Patents and Designs, Road Traffic, Shipping and Navigation, Tort, Valuers and Appraisers, Waters and Watercourses, Wills等約200近い事項をABC順に排列し、それぞれの下に関係の制定法及び当該制定法の判例を注記して制定法が収録されている。

この本体に対する総索引は、次のとおりである。

Halsbury's Statutes of England. 3rd edition. Consolidated tables and index for volumes 1—50. London, Butterworths, 1982. 1613p.

この総索引は、「制定法一覧表及び第1—50巻索引」なるサブタイトルが与えられており、本体第1巻から第50巻までの法律情報索引として、総ページ1,613ページの中、1,359ページが用いられている。主題名のABC順排列となっており、「Pollution」なる主題名で検索してみた。この主題名の下索引事項の一部分を次に掲げる。

#### Pollution (公害)

Air, of. (大気の汚染) *See* **clean air ; dust ; grit ; smoke**

generally (公害一般) —

amendments of enactments, (制定法の改正) **44, 1286—1289**

legislation, summary of, (法律制定経過の要約) **26, 8n**

marine (船舶) —

international convention, (国際協定) **44, 1278**

*See also* **dumping at sea**

oil, by. (油による汚染) *See* **Oil pollution**

rivers. (河川) *See* **river pollution**

Thames. (テムズ川) *See* **Thames**

waste disposal. (廃棄物処理) *See* **waste**

Water, of (水質汚濁) —

accumulated deposits, from, (堆積沈殿物からの水質汚濁) 44, 1902

control of, generally, (水質汚濁規正, 一般) 44, 1879—1881

impeding flow of stream, etc., (川の流れのよどみなど) 44, 1879,  
1880

inland water, of, emergency measures, (内陸水域の水質汚濁, 緊急処  
置) 39, 310

protection from (水質汚濁防止) —

acquisition of land for, (水質汚濁防止のための土地取得) 39, 94

rivers. (河川) *See* **river pollution ; Thames**

sewage, by. (下水汚物による水質汚濁)

*See* **sewage effluent**

以上のとおり、ホールズベリーの本体第1巻から第50巻まで50冊分に対する  
総索引の検索機能について調べてみたが、非常に詳細な相関索引となっている。  
前述の英国の全国書誌BNBの Subject index と相通ずるものがある。すなわ

ち一つの主題名で検索すると、その下にその主題を種種の観点や角度から眺めた事項名がABC順に並べられ、本体の収録巻の法律情報に対して参照されている。さらに例にみるように、多くの事項において、「……を見よ (See) 参照」及び「……をも見よ (See also) 参照」を行なって、検索主題名と異なった観点や面 (facet) から観察した主題名あるいは類義語等による主題名に対して参照が行なわれており、日常言語によるアプローチが非常にたやすくなっている。

引続いて、米国における主題アクセスの現行総合法律集の検索機能について調べてみた。米国には、政府出版の「合衆国法典 (United States Code, 略称 U. S. C.)」と代表的な民間出版の「注釈付合衆国法典 (United States Code Annotated, 略称 U. S. C. A.)」とがあることは前述のとおりである。いずれも次に示すような50のタイトル (最初の6タイトルを除き、タイトル7からタイトル50まではタイトル名のABC順排列) の下に、現行制定法をその主題によって系統的に収録したものである。U. S. C. も U. S. C. A. も全く同一の構成となっているが、(注5) U. S. C. A. には、法律の条文を解釈する、または関係を有する連邦及び州裁判所の判決ノート (「Notes of Decisions」)、連邦法務長官の意見等が付せられている。これが U. S. C. との大きな相違点であり、書名に Annotated なる名称が付加されている所以でもある。

U. S. C. の最新版は、Title 1~50 (19冊) 及びその総索引 (5冊)、Tables (1冊) の Bound volumes の本体並びに年刊累積補遺版の Bound volumes の Supplement I~V ことから成り、本体は6年ごとに改版される。これに対して、U. S. C. A. の最新版は、本体は Title 1~50 (198冊) 及びその総索引等 (8冊) から成るが、追録補遺及び改版の仕方は U. S. C. と全く異なるポケットパート (Pocket parts) と称する独自の方法が採られている。この方法は、本体の各タイトルの Bound volumes の後表紙の内側に袋状のポケットが貼付されており、この中にポケット・パートと称するパンフレット形態による年刊の該当追録補遺版を挿入しておき、本体とポケット・パートを参照することによって、最新の法律情報を検索することができる。このポケット・パートは累積刊行され

るので、新版のポケット・パートが発行されると、これを前号のポケット・パートと差し換えられる。この累積刊行されるポケット・パートが厚く崇むようになると、このポケット・パートの法律情報はすべてその本体のタイトルの中に収録され、該当の条文等が加除訂正されて、本体が改版される。また年刊のポケット・パートが発行されるまでの間は、パンフレット版の追録補遺が年4、5冊刊行され、最終パンフレット版がポケット・パートとして刊行され、常に最新の法律情報が参照できる仕組みになっている。

タイトル1から50までのタイトルの一部を次に掲げる。

タイトル1 General Provisions

- ” 2 The Congress
- ” 3 The President
- ” 4 Flag and Seal, Seat of Government, and the States
- ” 5 Government Organization and Employees
- ” 6 Survey Bonds
- ” 7 Agriculture
- ” 8 Aliens and Nationality
- ” 9 Arbitration
- ” 10 Armed Forces
- ” 11 Bankruptcy
- ” 12 Banks and Banking
- ” 13 Census
- ” 33 Navigation and Navigable Water
- ” 49 Transportation
- ” 50 War and National Defence

最新版の U. S. C. A. の総索引は、次のようなタイトルである。

United States Code Annotated. 1986 General index. St. Paul, Minn.,  
West Publishing Co., c 1986. 8 vols.

この総索引は、ホールズベリーと同様、主題名の ABC 順の排列となっており、「Pollution」及び「Water Pollution Prevention and Control」なる主題名で検索してみた。これらの主題名の下索引事項の一部を次に掲げる。

**Pollution (公害)**

See, also, Environmental Quality Improvement, generally, this index

Agriculture-related pollution, soil conservation projects to include prevention and abatement of (農業関係公害の防止及び排除を含む土壌保護プロジェクト), 16 § 590 p

Air Pollution Prevention and Control, generally (大気汚染防止規正, 一般), this index

Marine Pollution, generally (海洋汚染, 一般), this index

National Industrial Pollution Control Council, establishment, function, etc. (全国工業公害規正審議会, 設置・管掌事項等), 42 § 4321 note, Ex. Ord. No. 11523

Noise (騒音), this index

Noise Control, generally (騒音規正), this index

Oil Pollution Prevention and Control, generally (油公害規正, 一般), this index

Ships, prevention of pollution from (船舶公害防止) Marine Pollution, this index

Solid Waste Disposal, generally (固形廃棄物処理, 一般), this index

Water Pollution Prevention and Control, generally (水質汚濁防止規正, 一般) this index

**Water Pollution Prevention and Control (水質汚濁防止規正)**

See, also, Environmental Policy, generally, this index

Generally (水質汚濁防止規正, 一般), 33 § 1251 et seq.

Analysis (分析),

Great Lakes water quality (五大湖の水質), 33 § 1254

Basins (ため池等)

Comprehensive pollution control plans (総合公害規正プラン), 33 §  
1252

Clean lakes (汚染されていない湖水), 33 § 1324

Drinking Water, generally (飲料水, 一般), this index

Enforcement (施行)

Marine sanitation devices, provisions concerning (船舶衛生装置に関する規定), 33 § 1320

Fish (魚類),

Protection and propagation of (魚類の保護及び繁殖),

Water quality related effluent limitations (汚水規制に関しての水質), 33 § 1312

Great Lakes (五大湖),

Demonstration projects, elimination or control of pollution in watersheds (五大湖流域における公害の除去または規正デモンストレーション・プロジェクト), 33 § 1258

Hearings (公聴会),

Water quality related effluent limitations (汚水規制に関しての水質)  
33 § 1312

Industrial wastes (工業廃棄物),

Areawide waste treatment management plans (広域廃棄物処理取扱プラン), 33 § 1288

Joint treatment systems for municipal and industrial wastes...(都市及び工業廃棄物合同処理システム), 33 § 1255

Lake Erie, demonstration waste water management program (エリー湖, 廃水取扱デモンストレーション・プログラム), 33 § 1258

Municipal wastes (都市廃棄物),

Areawide waste treatment management plans (広域廃棄物処理取扱プラン), 33 §1288

Noise Control, generally (騒音公害, 一般), this index

Ocean (大洋),

Defined (定義), 33 §1362

Dumping (投棄),

Prohibitions, applicability of provisions (禁止, 規定の適用), 33 §1402

Pollution, defined (公害, 定義), 33 §1362

Quorum, Effluent Standards and Water Quality Information Advisory Committee (汚水基準及び水質情報諮問委員会定員), 33 §1374

Rural areas (田園地域),

Pollution from sewage, grants, research and demonstration projects covering (汚水公害を扱う補助金, 調査及びデモンストレーション・プロジェクト), 33§1255

Sea waters, oil pollution of. (海水の油公害)

Oil Pollution Prevention and Control, generally (油公害防止規正), this index

Sewage (汚水),

From vessels (船からの汚水),

Applicability of prohibitions concerning ocean dumping (海洋投棄  
に関する禁止の適用), 33 § 1402

Short title (法律名),

Act, 33 § 1251 note

Amendments of 1972 (1972年改正), 33 § 1251 note

Federal Water Pollution Control Act (水質汚濁規正法), 33 § 1251  
note

Toxic pollutants (毒汚染物質),

Defined (定義), 33 § 1362

Uniform State laws relating to, encouragement of enactment (水質汚  
濁防止規正に関する統一州法, 制定促進), 33 § 1253

Vessel (船)

Solid waste disposal equipment for (船用固形廃棄物処理設備), 33 §  
1254

Washington (D. C.) metropolitan region development, priority to so-  
lution of problems of (ワシントン首都管区開発解決優先), 40 § 133  
以上の例にも見られるように, U. S. C. A. の総索引は, ホールズベリーの

総索引と同様、極めて詳細な相関索引となっている。さらに U. S. C. A. には、ホールズベリーの「……を見よ (See) 参照」に当るものが主題名の下に多く挿入されている。例にも見られるように、Pollution なる主題名の下には、その下位概念の索引事項名が次のように、

Air Pollution Prevention and Control, generally, this index

Marine Pollution, generally, this index

Noise Control, generally, this index

Oil Pollution Prevention and Control, generally, this index

Water Pollution Prevention and Control, generally, this index

等多数挿入されており、これらの索引事項名は「this index」なる語句によって、それ自体の名称で総索引を検索し直すよう参照の指示がなされている。すなわち、Pollution の主題名の下には、該当する本体のタイトル番号及び条文番号 (§ ……) を示して直接本体の法律情報へ参照されている索引事項名 (例, National Industrial Pollution Council, establishment, function, etc., 42 § 4321 note, Ex. Ord. No. 11523) と、この総索引の中で用いられている主題名へ参照されている索引事項名 (例, Water Pollution Prevention and Control 等) とが混排されている。Pollution の下位概念の主題名であるこの Water Pollution Prevention and Control でこの総索引を検索し直すと、本体の Title 33 (Navigation and Navigable Water), Chapter 26 (Water Pollution Prevention and Control) の章に収録されている Federal Water Pollution Control Act (水質汚濁規正法) 関係の連邦法が、60ページにわたり上例の Water Pollution Prevention and control にみられるように詳細に分析されて索引されている。

#### 4. 結 語

第2項(各国の図書館目録の利用のされ方)において、IFLA東京大会(1986)ペーパー等の報告を引用して、日本、中国、西独及び米国の図書館における主

題アクセスの図書館目録の利用のされ方を比較してみた。前述のとおり、日本及び中国においては、体系順の目録すなわち分類目録が主流であり、日常言語による音順の目録すなわち件名目録はほとんど編成されていないと報告されている。さらに中国の報告では、「分類目録が最も重要で、最も頻繁に利用されるアクセスである。そして件名目録はあまり重要でない。」とまで、言い切つて報告されている。これに対して、西独及び米国の報告では、アルファベット順の件名目録が分類目録より好まれていると報告されている。これらの報告は、日本及び中国の図書館と欧米の図書館における主題アクセスの図書館目録の現状を反映しているものと考えられる。主題アクセスの図書館目録の利用のされ方が日本と欧米において、このように相違するのは、如何なる原因または理由によるものか非常に興味があるところである。このことをさらに検討する必要から、日英米において、全国的に利用されているものであり、かつその編さんが1回限りの単発的なものでなく、終期を予定せず継続的に編刊される基本的な主題アクセスの書誌索引類であり、さらに日英米同一種類のものを採りあげて、その検索機能を比較検討することを試みてみた。そこで第3項(日英米の全国書誌及び現行総合法律集の検索機能)において、基本的な全国的書誌索引類として、「全国書誌」と「現行総合法律集」を採りあげて、日英米におけるこれらの書誌索引類の検索機能を調べてみた。その結果は、第3項において前述したとおり、第2項で紹介した報告と全く同一の内容性格のものとなっている。すなわち「日本全国書誌」においては、本体は体系順の分類目録であり、特定の著者、書名の検索用として「書名・著者名索引」が用意されている。これに対して、英国の全国書誌 *British National Bibliography* においては、本体は詳細な DC 分類をした分類目録であり、索引は著者・書名の書誌情報付きの ABC 順の詳細な索引と ABC 順の詳細な関連件名索引とが用意されており、多様な文献情報要求に対応できる理想的なシステムが採られている。米国では、*National Union Catalog* の 5 年刊版の *Subject Catalog* が編刊されており、ABC 順の詳細な件名目録となっている。また日英米の代表的な現行総合法律集

の本体の構成及び排列のされ方及び本体に対する索引の在り方を比較検討した結果を総合すると、日本の「現行法規総覧」の本体は、24編に大別し、さらに各編を章別に細分した分類体系の中に現行法令を収録した徹底した分類体系排列となっている。また英国のホールズベリー及び米国の U. S. C. A. は、本体、索引ともに徹底した ABC 順排列となっているうえに、索引は日本の現行総合法令集にみられない非常に詳細な主題アクセスの相関索引が用意されている。

以上のとおり、わが国においては、分類体系順の主題アクセスが用意されていることに対して、英米においては、ABC 順の主題アクセスが用意されていることの相違、特にわが国において体系順の主題アクセスの書誌索引類が主流をなしていることについて、第2項において、石山氏が述べているように、編さん上の理由もあるだろうし、また中国の Yan 氏が述べているように、日常言語による主題アクセス用の適当な件名標目表が用意されていないことの理由もあるだろう。以上の編さん上の理由も大きなウエートをなしていることは否めない事実であろう。しかし、以上の理由のほかにもっと根元的な原因があるように思える。日本と欧米における思考形成、論理形式の相違、または言語の相違等からくる原因がその原動力となっているように思える。このことを踏まえての比較検討は後日考えることとし、これからの調査研究には、日常言語の音順による関連の主題アクセスの書誌索引類の必要性がますます増大するものと考えられるので、これらの編さんがもっと積極的に行われ、さらに調査研究者はこれらの書誌索引類を積極的に利用して、これの検索に慣れることが、これからの情報化社会には必要なことと考えられる。

注1 日本における分類法の特色 石山洋著 (IFLA 東京大会 1986 書誌調整部会  
分類・索引分科会ペーパー p. 1)

注2 中国の目録業務及び件名目録の概要 Yan Lizhong 著 (IFLA 東京大会  
1986 書誌調整部会 分類・索引分科会ペーパー p. 1, 4)

注3 Subject cataloging in library networks, by Dr. Rudolf Frankenberger.

(IFLA General Conference, Tokyo, 1986. Collections and Services Division. Interlibrary and Document Delivery. [Paper] P. 1)

注4 Introduction to cataloging and classification. [By] Bohdan S. Wynar. 7th edition, by Arlene G. Taylor. Littleton, Col., Libraries Unlimited, 1985. p. 362.

注5 U. S. C. A. には, U. S. C. と異なり, タイトル1~50(198冊)の前に, Constitution of the United States Annotated, Article 1~7(3冊)及び Amendments 1~26(24冊)が置かれている。